

保護者様

守山市立玉津小学校  
校長 廣瀬 尚美

### 非常変災時における臨時休業等について

台風など非常変災における学校の対応は下記の通りです。十分にご理解の上、ご協力をお願いします。

#### 記

#### 1. 臨時休業を行う場合

##### ◆テレビ・ラジオ放送等

午前7時の時点で、滋賀県下もしくは近江南部地域もしくは守山市に「特別警報」または「暴風警報」発令中の場合は、臨時休業となります。

テレビにテロップ（画面の上または下に表示される文字）は出ない場合がありますので、気象情報に注意してください。ただし、「大雨・洪水・大雪等の警報」が発令の場合は、臨時休業にはなりませんのでご注意ください。

※台風等による臨時休業情報や緊急事態などの発生情報は、学校を經由せず、いち早く保護者の皆様にお知らせするため、守山市教育委員会より一斉メール配信されます。テレビ・ラジオ放送等と合わせてご確認ください。

#### 2. 午前7時の時点で

★特別警報・暴風警報は解除されたが児童の登校に危険が予測される場合、また特別警報・暴風警報は発令されていないが児童の登校に危険が予測される場合は校長の判断で「臨時休業」または、「始業時刻の繰り下げ」の措置を取ります。この場合は、午前7時過ぎに玉津小学校よりメール配信し、「臨時休業」または、「始業時刻の繰り下げ」の連絡をします。

3. 学校が「臨時休業」になった場合、「児童クラブ」（学童）も休みとなります。

4. 登校後に「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合、下校時の安全等を考慮した上で下校させることがあります。その場合もメール配信で連絡します。

★台風当日のお家の方の所在をお子さんに伝えていただくとありがたいです。このお知らせは1年間通じて同じです